

別表四の二 「連結所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の連結所得金額若しくは連結欠損金額又は連結留保所得金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の額の合計額 1」	各連結法人の別表四の二付表「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をこの明細書の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄にそれぞれ合計して記載します。	
「加算」の「減価償却の償却超過額 2」から「減算」の「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等 26」までの各欄	原則として、「当期利益又は当期欠損の額の合計額 1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の記載に準じます。	「加算」の「4」及び「減算」の「11」の空欄に記載すべき事項が多い場合には、各連結法人ごとに集計した金額を記載することとしても差し支えありません。
「仮計 43」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 別表四の二付表「37」に別表十(二)の「7」の記載又は別表四の二付表「38」に別表十(三)の「7」の記載があり、別表四の二付表「42」に別表十(五)の「20」の記載がある場合 $(34) + (35) + (36) - (37) - (38) + (39) + (40) + (41) - (42)$ (2) 別表四の二付表「37」に別表十(二)の「7」の記載又は別表四の二付表「38」に別表十(三)の「7」の記載があり、別表四の二付表「42」に別表十(五)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(34) + (35) + (36) - (37) - (38) + (39) + (40) + (41) + (42)$ (3) 別表四の二付表「37」に別表十(二)の「9」の記載又は別表四の二付表「38」に別表十(三)の「9」の記載があり、別表四の二付表「42」に別表十(五)の「20」の記載がある場合 $(34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41) - (42)$ (4) 別表四の二付表「37」に別表十(二)の「9」の記載又は別表四の二付表「38」に別表十(三)の「9」の記載があり、別表四の二付表「42」に別表十(五)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41) + (42)$	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結所得金額又は連結欠損金額56」		(1) この明細書の「56」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額は、各連結法人の別表四の二付表「56」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をそれぞれ合計した金額と符合することになります。 (2) 「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。